（外国格付の表示）

第三十四条　法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。

国	農林物資
（略）	（略）
カナダ	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品
（略）	（略）

（外国格付の表示）

第三十四条　法第十二条の二第一項の主務省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる国ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる農林物資について当該国の格付の制度により格付をしたことを示す表示とする。

国	農林物資
（略）	（略）
カナダ	有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（酒類を除く。）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和五年八月三十一日から施行する。

○厚生労働省令第百七号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日　厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第一条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　本省	第一章　本省
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款・第二款　（略）	第一款・第二款　（略）
第三款　健康・生活衛生局（第十九条―第二十三条の五）	第三款　健康局（第十九条―第二十三条）
第四款　医薬局（第二十四条―第二十九条の二）	第四款　医薬・生活衛生局（第二十四条―第二十九条の二）
第五款～第十三款　（略）	第五款～第十三款　（略）
第二節・第三節　（略）	第二節・第三節　（略）
第二章～第四章　（略）	第二章～第四章　（略）
附則	附則

（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）

第三条　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

2～9　（略）

（災害等危機管理対策室及び研究企画官）

第六条　厚生科学課に、災害等危機管理対策室及び研究企画官一人を置く。

2　災害等危機管理対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

3　災害等危機管理対策室に、室長を置く。

4　（略）

（医療機器政策室及び首席流通指導官）

第十六条　（略）

2　医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（医薬局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

3・4　（略）

（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）

第三条　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十一人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

2～9　（略）

（健康危機管理・災害対策室及び研究企画官）

第六条　厚生科学課に、健康危機管理・災害対策室及び研究企画官一人を置く。

2　健康危機管理・災害対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

3　健康危機管理・災害対策室に、室長を置く。

4　（略）

（医療機器政策室及び首席流通指導官）

第十六条　（略）

2　医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（医薬・生活衛生局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

二～四　（略）

3・4　（略）